

地域福祉保健計画とは

●平成15年4月に施行された社会福祉法第107条の規定において、「地域福祉保健計画」は市町村で定めることとされた。
●横浜市の地域福祉保健計画は、区ごとに策定する区計画と市全体の市計画があり、区計画を市民に身近な中心的計画、市計画は市全体の基本と理念や方向性を提示するものと位置づけている。
●都筑区では、保健分野も含め、「都筑区地域福祉保健計画」として策定している。

【地域福祉とは】

●誰もが地域において尊厳をもって自分らしい生き方ができるよう、また、地域を安心して次世代が成長できるような場にするため、地域住民、住民組織、社会福祉法人などの事業者、ボランティアグループ、市民活動団体、社会福祉協議会、行政等の専門機関などが、地域の生活課題解決のために進んでいる様々な活動を組み合わせ、協力しあって、日常生活上の不安の解消や課題の解決を図り、住みよい支えあいの地域社会をつくり、いくことを具体化すること。

●地域での生活を支援していくためには、「児童」「障害」「高齢」等の分野別への限られた公的サービスの提供という狭い意味での「社会福祉」の枠を超え、地域を災害や犯罪から守る安心・安全の確立、健康づくり、まちづくりなど幅広い観点から福祉をとらえ、人々の暮らしを支え、充実するための取り組みのすべてを「地域福祉」の活動や実践と考える。

《策定時における課題認識》

●地域での活動は、「参加者が固定化している」「活動していることが知られていない」「活動の場がない」
●地域のつながりが希薄化している。
●人のために何かをしたいと考えている人がいる一方、ちょっとしたことなどを「手伝って」となかなか言い出せない人もいる。
●健康な暮らしづくりへの関心が高まっている。
●区民の平均年齢が若く、乳幼児や子育て世代が多く、地域とのつながりも希薄な子育て世代が多く見られる。
●転出入が多く、居住年数が短いことなどから、地域での近隣関係が築けず不安を感じている高齢者や障害者がいる。

《都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」(第1期)》

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指して、区民、地域、団体、企業と都筑区役所が、地域課題に対してともに取り組み、人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」の仕組みをつくり、行動していくための計画

【計画の対象】 地域に暮らす人、地域で活動する人・団体など
【計画の期間】 平成18年度～22年度までの5年間
【推進主体】 地域（個人・家族・町内会自治会・地域活動団体・学校・企業）
都筑区役所・都筑区社会福祉協議会

【計画の特長】 地域ごとの目標や取組内容を定めた「地域の行動計画」
都筑区役所と都筑区社会福祉協議会の一体的な行動計画
地域ケアプラザの行動計画



基本理念・目標

【基本理念】
人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」

【7つの目標】

- ①**地域福祉保健活動の推進**
・多様な地域活動への参加の実現と活動の担い手を広げる。
・地域の情報が集まり、届く仕組みをつくる。
・情報の共有化を図り、相互交流を活発にする。
・人と人が出会う様々な場をつくる。
・活動拠点を地域に増やす。
- ②**人と人とのつながりを実感できる地域づくり**
・顔の見える関係をつくる。
・今日的な「お互いさま」「もちつもたれつ」の関係をつくる。
・皆で支えあうための、人・活動のネットワークをつくる。
・地域とのつながりや、まちへの思いなどを大切に育てる。
- ③**人と人・人と活動を結びつける人材の育成**
・「担い手、受け手」、人と活動を結びつけるなど地域活動の人材を育てる。
- ④**健康な暮らしづくりの推進**
・地域の特性、年代にあわせた健康づくりに取り組む
- ⑤**子ども・青少年の健やかな成長や自立を支援**
・地域ぐるみの子育て支援や青少年育成を充実する。
- ⑥**高齢者・障害者が安心して、いきいきと暮らせるよう支援**
・地域で安心して暮らすための仕組みを共に考え、創っていく。
- ⑦**区民、地域、団体、企業等と行政が協働で取り組む体制を充実**
・相互に目標達成に向けて確認するとともに、協働を推進する体制を整備する。

行動計画

【地域の行動計画】

●地域が主体的に、地域ごとの目標や取組内容を定めた行動計画

13 連合町内会自治会エリアごとに策定

【都筑区役所・都筑区社会福祉協議会の行動計画】

●区役所・区社協が協働して、それぞれの取り組みを定めた行動計画

7つの目標ごと策定

【地域ケアプラザの行動計画】

●地域ケアプラザの取り組みを定めた行動計画

《計画推進のしくみ》

《計画の推進と承認》

●**地域福祉保健推進会議**
都筑区の保健・医療・福祉等の関係者で構成され、地域福祉保健サービスを円滑に実施するために総合的に協議、また、計画の推進については報告を受け、承認する場
●**地域福祉保健計画推進委員会**
地域福祉保健推進会議の部会として設置
計画の推進に係る事項として地域福祉保健活動100選、「つづき あい基金」に関わる審査や「発表会」の企画などを行う。

《つづき あい基金の設置》

都筑区チャリティーゴルフ大会収益金等を原資とした「つづき あい基金」を平成18年9月に、都筑区社会福祉協議会に設置

※ 地域福祉保健活動の支援や計画のPR等に活用。

《取組状況》

「地域懇談会」の開催、「つづき あい基金」による活動助成など、計画策定から3年間に渡る取組により、防犯活動や、昼食・配食サービスなどこれまで地域で行われてきた活動に加え、「地域情報紙の作成」や「災害時要援護者支援活動」「子育て支援」など、地域の主体的な活動がさらに広がってきている。

【地域の主な取組み】

- 《防災、顔の見える関係づくり》
- ・災害時要援護者支援活動(山田、荏田南、佐江戸加賀原、池辺、ふれあいの丘、都田、勝田茅ヶ崎、茅ヶ崎南MGC)
- ・ハザードマップ作成(川和)
- 《地域情報の仕組み》
- ・地域情報紙の作成(荏田南、池辺、新栄早瀬、ふれあいの丘)
- 《子育て支援》
- ・洪沢ママ会(洪沢)
- 《高齢者・障害者の支援》
- ・かちだ思いやりネットワーク(かちだ)
- ・障害児・者と地域との避難所体験訓練(中川、佐江戸加賀原)
- 《地域と学校が連携した取組み》
- ・ふれあいニコニコパーティー(東山田)
- 《福祉のまちづくり》
- ・中川駅周辺福祉のまちづくり(中川)

【区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの主な取組み】

- ・「つづき あい」の周知
- ・地域懇談会の開催
- ・地域福祉保健活動100選の選定と活動発表会の開催
- ・「つづき あい」基金による活動助成
- ・地域ボランティア活動への支援
- ・まち・であいマップの作成、配布
- ・「つづき そなえ」事業による活動支援
- ・「いただきます！都筑野菜」事業による健康づくりの推進
- ・地域見守りネットワーク構築支援
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・公園であそぼう！事業



第1期の主な取組成果と課題

【主な成果】

- 連合町内会自治会エリアごとに「地区別計画」を策定したことにより、地域ごとの主体的な取り組みにつながった。
- 課題解決のための話し合いの場として懇談会が定着(今年度で6回開催)しつつあるとともに、これまで地域で行われてきた活動に加え、「あい基金」の活動助成等を活用した「地域情報紙の作成」や「災害時要援護者支援活動」「高齢者の見守り活動」「都筑野菜を活用した健康づくり」「子育てサロンの開催」など、懇談会での話し合いを具現化する地域の自主的な取り組みが広がる。
- マスコットあいちゃんの活用したキャンペーンや福祉保健活動100選の刊行、発表会の開催を通じて、計画が浸透しつつある。

【主な課題】

- 第1期の地区別計画では、「顔と顔の見える関係づくり」など地域のつながりを中心的なテーマとなっており、支援が必要な人の課題まで取り上げられるところまではいっていない。
- 年齢構成等地域によって特性があるが、地区別計画の策定時に地域ごとの課題分析・把握や、地域に対して、地域の特性に応じた課題や必要な取組み等の情報提供が十分に行えていなかった。
- 活動者や取組みに関わる人が固定化してしまっている。

都筑区の状況と課題

【状況】

- 人口増加が続き、新しく住み始めた人が多い
・人口は増加しつづけて(H6年以来毎年約6,000人増)、H42(2030)年の人口は約25万人 H7年以降住み始めた人の割合が59%(全市50%)
- 若い世代、子育て中の世帯が多い
・H21.1時点で、平均年齢38.03歳(全市42.83%) 市内で最も若い年齢 15歳未満の人口割合は市内で最も高く18.9%(全市13.4%)
- 今後高齢化が進む
・65歳人口は増加しつづけて、H42(2030)年の高齢率21.8%(全市28.7%)←H21.1時点で12.1%(全市19.1%)
- 自治会町内会加入率の低下
・H20年の加入率 64%(全市78%)

【課題】

- 地域とのつながりが希薄化
- 地域活動の担い手の不足、固定化
- 子育て不安の増加、家庭の養育機能の低下
- 高齢者、障害者の孤立化

地域福祉を取り巻く状況の変化

- 介護保険法の改正により、予防重視型システムへの転換、身近な地域で総合的な相談支援を行う地域包括支援センターが、地域ケアプラザ等へ設置される(H18)。
- 大都市制度検討委員会報告書において、地域レベルに「市民協働型の地域自治組織」の設置が提案される(H21)。
- 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第2期障害者プランが策定される(H21)。
- 第2期市地域福祉保健計画(H21~25)が策定され、計画の方向性が示される(H21)。
 - ①地区別計画を全区で展開
 - ②必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる
 - ③幅広い市民参加により地域福祉の取り組みを広げる
- 区役所機構改革が実施され、地域支援強化のため、地域力推進担当が新設されるとともに、都筑区では、福祉保健センターに学校連携担当が配置される(H21)。
- 都筑区こども・青少年育成計画の策定を進める(H21)。

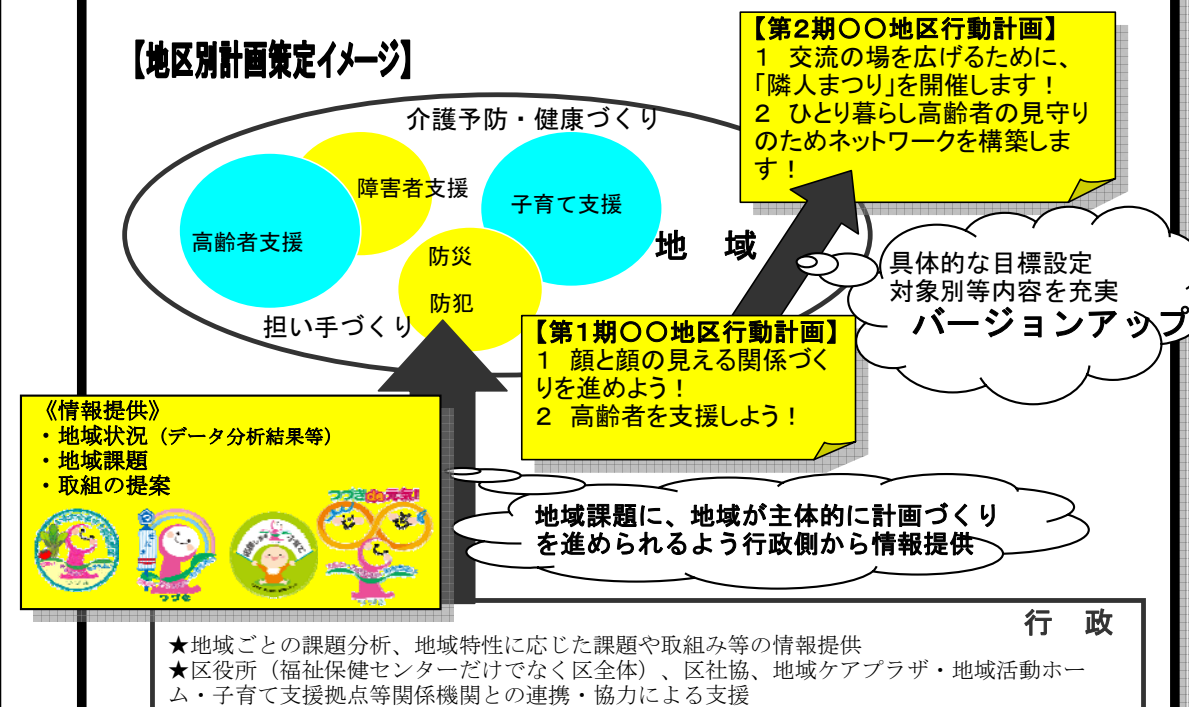
《第2期計画の方向性》

- 地域の特性・課題に応じた、地域主体の計画づくり
- 支援が必要な人への支援に結びつけられるような計画づくり
- 幅広い区民参加により地域福祉の取り組みを広げていけるような計画づくり
- 都筑区こども・青少年育成計画との整合を図った計画づくり
- 区役所(福祉保健センターだけでなく区全体)、区社協、地域ケアプラザ・地域活動ホーム・子育て支援拠点等関係機関との連携・協力による計画づくり

《計画策定のポイント》

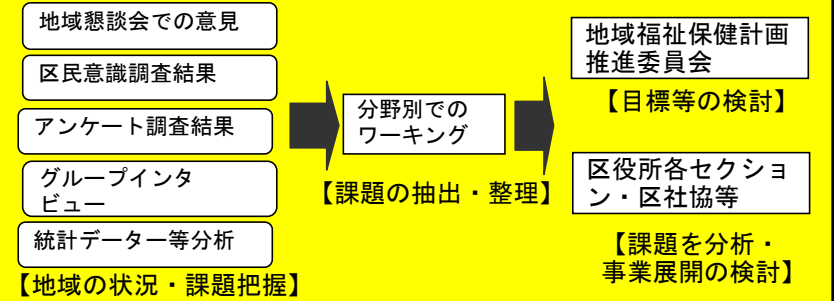
- 地域が主体的に計画づくりを進めていけるよう行政側から地域の状況や取組みを情報提供していく。
- 必要な人への支援に結びつけられるようにしていくため、より具体的な取り組み目標を盛り込むなど、「地区別計画」の内容の充実を図る。

【地区別計画策定イメージ】



《地域へ情報提供していくための準備》

行政側から情報提供していくために、アンケート調査等により地域の状況や課題把握を行っていく。

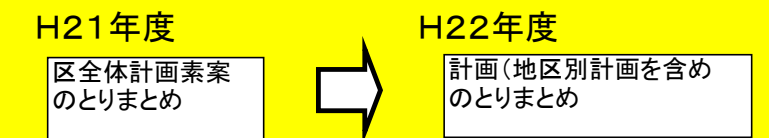


《計画策定のための庁内連携・推進体制の整備》

- 計画策定を円滑に進めるための庁内連携・推進体制として、関係課長レベルで構成する「都筑区地域福祉保健計画策定庁内推進会議」を設置する。
- 区役所、区社協、地域ケアプラザの情報共有・連携強化のため、地域情報交換会を定期的(年3~4回)に開催するとともに、区域研修を実施(9月~12月)する。

《計画策定のための組織》

- 次期計画を策定するための組織として新たな組織を設置せず、「地域福祉保健計画推進委員会」で検討していく。



《計画策定スケジュール》

21年度											22年度							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	計画推進委員会 め計画の明進			現中第1 状況間1 と振期 課返 題・	計画推進委員会		区全体計画素案公表	区全体計画素案説明(連合・各団体等)・懇談会の調整	報告状況	計画推進委員会		確素案の	計画推進委員会		意見募集		発表会で第2期計画を公表	次期計画の推進
		《情報提供のための準備》 ・アンケート調査等による 地域状況・課題把握				標課の 題確 定目		・各地区の懇談会開催時に課題等情報提供 ・各地区の懇談会で次期計画に盛り込む内容を議論		各地区で計画内容を議論		素案として集約						